令和3年度東根市観光・文化スポーツ経営支援金交付要綱

(目的)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において観光・文化スポーツ 経営支援金(以下「支援金」という。)を交付する。

(支援金の交付対象)

- 第2条 支援金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれ にも該当することとする。
 - (1) 別表1に掲げる業種のうち市内に事業所等を有する者
 - (2) 支援金の申請の時点において、事業を継続する意思を有する者
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者とならない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認 められるもの
 - (3) 法人でその役員のうちに前2号に該当する者があるもの (交付額)
- 第3条 支援金の交付額は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、令和3年度東根市観光・ 文化スポーツ経営支援金交付申請書(様式第1号)に別表2に掲げる関係書類を添えて、 市長に提出しなければならない。この場合において、申請期限は、令和4年1月31日ま でとする。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに支援金の交付を決定し、申請者に令和3年度東根市観光・文化スポーツ経営支援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(支援金の支払)

第6条 市長は、前条による支援金の交付決定後、交付決定を受けた事業者(以下「交付事業者」という。)に対し、支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第7条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定 を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
 - (2) この要綱に反する行為があったとき
 - (3) その他市長が支援金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき (支援金の返還)
- 第8条 前条の規定により支援金の交付決定を取り消されたときは、交付事業者は、市長 の請求に応じ、支援金の全部又は一部を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

- 第9条 交付事業者は、次に掲げる書類を支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
 - (1) 令和3年度東根市観光・文化スポーツ経営支援金交付決定通知書
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の提出)

第10条 市長は、交付事業者に対し、前条に掲げる書類の提出を求めることができる。 (雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

別表 1

業種	要件	交付額(1事業者当たり)
一般乗用旅客自	道路運送法(昭和26年法	令和3年12月16日時点で登録されて
動車運送業	律第183号) 第4条第1項に	いる車両1台につき50千円
	基づく許可を受けた事業者	
運転代行業	道路運送法第4条第1項	令和3年12月16日時点で登録されて
	に基づく許可を受けた事業	いる登録車両1台につき50千円
	者	
一般貸切旅客自	道路運送法第4条第1項	令和3年12月16日時点で登録されて
動車運送業	に基づく許可を受け、かつ	いる登録車両1台につき100千円
	特定の場所への運送を行う	
	事業でない事業者	
映画館	興行場法(昭和23年法律	スクリーン数に30千円を乗じて得た
	第137号) 第2条第1項に基	額に100千円を加えた額
	づく許可を受けた事業者	
スポーツジム、	左記業種であって、屋内	100千円
ボウリング場、	運動施設を有する事業者	
ダンス教室		

備考 業種とは、日本標準産業分類に基づく業種をいう。

別表 2

業種	関係書類				
一般乗用旅客	1 事業を営んでいることを証明する書類(直近の確定申告書や納税				
自動車運送業	証明書、営業許可書等の写し)				
	2 振込先口座が確認できる通帳の写し				
	3 登録車両台数を証明する書類				
	4 その他市長が必要と認めるもの				
一般貸切旅客					
自動車運送業					
 映画館	 1 事業を営んでいることを証明する書類(直近の確定申告書や納税				
	証明書、営業許可書等の写し)				
	2 振込先口座が確認できる通帳の写し				
	3 スクリーン数を証明する書類				
	4 その他市長が必要と認めるもの				
スポーツジム、	1 事業を営んでいることを証明する書類(直近の確定申告書や納税				
ボウリング場、	証明書、営業許可書等の写し)				
ダンス教室	2 振込先口座が確認できる通帳の写し				
	3 当該施設が自己所有又は賃貸借であることを証明する書類(固定				
	資産課税台帳記載事項証明書や登記事項証明書、賃貸借契約書の写				
	L)				
	4 その他市長が必要と認めるもの				

備考 業種とは、日本標準産業分類に基づく業種をいう。

様式第1号(第4条関係)

令和3年度東根市観光・文化スポーツ経営支援金交付申請書

東根市長 あて

令和 年 月 日

申請事業所 〒

所在地

事業所名

代表者職氏名

令和3年度東根市観光・文化スポーツ経営支援金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。また、下記6に定める事項に誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより支援金の返還請求等の不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

申請金額:	円
-------	---

1 東根市内の事業所等に関する事項

事業所名	
所在地	
電話番号	
日中の連絡先	
(携帯番号等)	

2 支援金振込先金融機関の口座

l=>= /I.	金融機関名		口座の種類	普通□ 当座□ その他□
振込先金融機関	支店		口座番号	
	口座名義人	(カタカナ)		

※ ゆうちょ銀行口座への振込をご希望の方は、通帳の最初の見開きページ下部に記載 されてある振込受取口座情報をご記入ください。

3	申	詰	金	額	\mathcal{O}	笡	定
O		ин	11/2	H	v /	7	\sim

A 業種(別表第1に掲げる業種)	
B 申請金額の算定	
(別表第1に掲げる交付額の算定基準となる台数	
等をご記入ください。)	
(例)登録台数:○台 事業所数:1事業所	
C 申請金額	円

4 添付書類の確認(もれがないか確認欄に「○」をつけて確認してください。)

事業を営んでいることが証明できる書類	
(直近の確定申告書の写しや納税証明書、営業許可書等の写し)	
振込口座がわかる通帳の写し(口座名義(カタカナ)の記載されたページ)	
収容人員、登録車両台数又はスクリーン数を証明する書類	
(申請金額の算定に必要な業種のみ)	

5 誓約事項(確認欄に「○」をつけて確認してください。)

令和3年度東根市観光·文化スポーツ経営支援金交付要綱第2条に規定する 暴力団関係者でないこと	
本支援金の申請段階で、今後も事業を継続する意思を有していること	
本件申請書及び添付書類の申請内容に事実と相違がないこと	

東商観発第 号令和 年 月 日

殿

東根市長

令和3年度東根市観光・文化スポーツ経営支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、令和3年度東根市観光・文化スポーツ経営支援金の交付について、令和3年度東根市観光・文化スポーツ経営支援金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支援金名 令和3年度東根市観光・文化スポーツ経営支援金
- 2 支援金交付決定額
- 3 交付条件

令和3年度東根市観光・文化スポーツ経営支援金交付要綱に定める規定を遵守する こと。

円